

タイ式ヨガ教室事件

著作物が公衆に提供、提示されていないから、その著作物に著作者名を表示しなくても氏名表示権の侵害にはならないとされた事例

東京地裁平三〇（ワ）八二九一、タイ式ヨガ教室事件、平三〇・八・二判決
参照条文 著作権法一九条、民法七〇九条

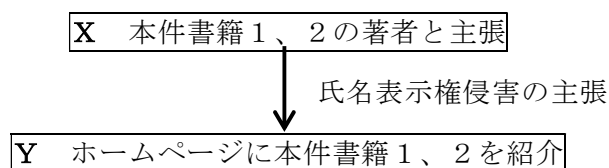
事案の概要

本件は、原告Xが、被告Yに対し、Yが開設するホームページにおいて、Xの著作物である書籍2冊（本件各書籍）をX以外の者の著作物であるなどと表示したことがXの著作者人格権（氏名表示権）の侵害に当たると主張し、民法709条に基づく損害賠償金の支払を求める事案である。Xはタイ式ヨガに関する教室の運営等をする者で、Yは健康トレーニング施設の経営等を業とする株式会社である。本件各書籍のうち、「乾貴美子のがんばらないで最短キレイ！ルーシーダットン」（本件書籍1）は、平成18年11月に発行された書籍であり、書籍の表紙、背表紙、裏表紙及び奥付（66頁）には、監修者としてXの氏名が記載されており、奥付の横の頁にはXの氏名及び顔写真が掲載されている。また、本件書籍1の5頁や奥付には、ポーズ指導者として、訴外Bの氏名が記載されるなどしている。本件各書籍のうち、「5分で効く！効く！DVDでわかるルーシーダットン」（本件書籍2）は、平成19年3月に発行された書籍であり、書籍の表紙、背表紙及び奥付には、監修者としてXの氏名が記載されており、奥付にはXの氏名及び顔写真が掲載されている。また、本件書籍2の奥付には、技術指導者・DVD出演者として、Bの通称名及び顔写真が掲載されている。被告ホームページには下記の表示（本件表示）があり、Xは、この表示のうち本件書籍1及び2に関する部分がXの氏名表示権の侵害であると主張した。

記

■ 主な著書

- ・ 『くびれスッキリ！ろっ骨エクササイズ』（C著／ソフトバンククリエイティブ社）
- ・ 『5分で効く！効く！ルーシーダットン』メイツ出版（全面指導解説，DVD全面出演指導）
- ・ 『乾貴美子のがんばらないで最短キレイ！ルーシーダットン』自由国民社（全面指導解説）
- ・ 『もっと楽しく！ゆったり長く泳げるコツ50』山海堂（監修）



判決の要旨

本件表示は，Bの活動等を紹介する記事中の「主な著書」との見出しに続けて，本件各書籍等のタイトル及び出版社を表示し，その表示に続けて，本件書籍1については「（全面指導解説）」，本件書籍2については「（全面指導解説，DVD全面出演指導）」と表示するものである。被告ホームページにおいて，本件各書籍の具体的な表現が掲載されたり，その内容が提供されたりしているものではない。被告ホームページのこのような内容に照らせば，著作物である本件各書籍につき，被告ホームページにおいて公衆への提供，提示がされているとはいえないから，本件表示は，著作物（本件各書籍）の公衆への提供，提示に際してされたものということとはできない。また，本件表示は本件各書籍の原作品における表示と関係するものではない。

したがって，仮に原告が本件各書籍の著作者であるとしても（争点1），本件表示は，本件各書籍に係る原告の氏名表示権を侵害するものではない。

解 説

被告ホームページの表示（本件表示）のうち、「・『乾貴美子のがんばらな

いで最短キレイ！ルーシーダットン』自由国民社（全面指導解説）」が本件書籍1、「・『5分で効く！効く！ルーシーダットン』メイツ出版（全面指導解説，DVD全面出演指導）」が本件書籍2の表示である。本判決は、氏名表示権は、原作品又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際しての権利であるところ（著作19条）、被告ホームページには本件書籍1及び2が紹介されているだけで、その内容が全く書かれていないから、著作物の公衆への提供若しくは提示をしておらず、氏名表示権が働く局面ではないとしました。そもそもXが本件書籍1及び2の著作者であるか否かも争われましたが、本判決は、この点を判断するまでもなく氏名表示権の侵害はないとしました。

控訴審判決の要旨〔棄却〕

原判決に対してXが控訴しましたが、控訴審は控訴を棄却しました。その理由は、原判決とは異なり、本件書籍1及び2の奥付の記載から、いずれの書籍もXが著作者であるとは推定できないとするものであり（著作14条）、氏名表示権については判断していません。

控訴審・・・知財高裁平三〇（ネ）一〇〇六六、平三一・一・三一判決

タイ式ヨガ教室事件

書籍の奥付の記載から、著作権法14条により控訴人が著作者であるとは推定できないとされた事例

東京地裁平三〇（ワ）八二九一、タイ式ヨガ教室事件、平三〇・八・二判決
控訴審・・・知財高裁平三〇（ネ）一〇〇六六、平三一・一・三一判決

参照条文 著作権法一四条・一九条、民法七〇九条

事案の概要

本件は、原告Xが、被告Yに対し、Yが開設するホームページにおいて、

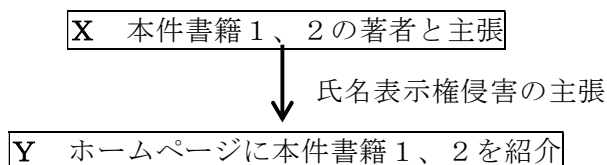
Xの著作物である書籍2冊（本件各書籍）をX以外の者の著作物であるなどと表示したことがXの著作者人格権（氏名表示権）の侵害に当たると主張し、民法709条に基づく損害賠償金の支払を求める事案である。Xはタイ式ヨガに関する教室の運営等をする者で、Yは健康トレーニング施設の経営等を業とする株式会社である。本件各書籍のうち、本件書籍1は「乾貴美子のがんばらないで最短キレイ！ルーシーダットン」であり、本件書籍2は「5分で効く！効く！ルーシーダットン」である。被告ホームページの表示は下記の表示（本件表示）であり、Xはこのうちの本件書籍1及び2の部分の表示が氏名表示権を侵害していると主張した。

記

■ 主な著書

- ・ 『くびれスッキリ！ろっ骨エクササイズ』（C著／ソフトバンククリエイティブ社）
- ・ 『5分で効く！効く！ルーシーダットン』メイツ出版（全面指導解説，DVD全面出演指導）
- ・ 『乾貴美子のがんばらないで最短キレイ！ルーシーダットン』自由国民社（全面指導解説）
- ・ 『もっと楽しく！ゆったり長く泳げるコツ50』山海堂（監修）

これに対して、原審は、被告ホームページにおいて本件書籍1及び2の内容を表示していないから、「著作物の公衆への提供若しくは提示に際して」（著作19条）氏名を表示しないに当たらず、氏名表示権の侵害はないとした。これに対して、Xが控訴したのが本件である。



判決の要旨

(1)ア 本件書籍1の奥付(甲1)には、「発行 株式会社ビックス」,「発行人 A16」,「監修 X」,「ナビゲーター A5」,「モデル A17」,「ドクターコメント A3」,「ポーズ指導 A1, A18」,「企画 A10」,「総合プロデュース A11」,「撮影 A19」,「スタイリスト A20」,「ヘアメイク A21」,「表紙・デザイン A22, A23」,「編集 A12, A13」,「イラスト A24」,「校正 A14」,「DVD構成 A25, A26」,「DVD撮影 A27, A28, A29」,「DVD制作・総合演出 A30」,「協力 コラロ」,「写真提供 タイ国政府観光庁」,「制作 OSプロモーションinc.」,「発売 株式会社自由国民社」,「印刷・製本・DVDプレス凸版印刷株式会社」などと記載されている。

本件書籍1に「著(者)」又は「著作(者)」の記載はない。

イ 証拠(甲1, 甲1の2)及び弁論の全趣旨によると,本件書籍1は,DVD付きの書籍であり,書籍には,写真,イラスト,文章等が,DVDには映像が掲載されていることが認められる。そして,前記アのとおり,本件書籍1の奥付には,控訴人以外の多くの個人又は団体の名が,様々な立場から本件書籍1の成立に関与したものとして記載されていること,「監修」が「書籍の著述や編集を監督すること」(広辞苑第7版)を意味することからすると,本件書籍1が編集著作物であるとしても,前記アの記載から,その編集著作物の著作者が,控訴人であると推定すること(著作権法14条)はできず,著作者が控訴人であるとは認められない。

また,その他に,控訴人が,本件書籍1につき,素材の選択又は配列によって創作性を発揮したものと認めるに足りる主張・立証はない。

(中略)

(2)ア 本件書籍2の奥付には,「監修者 X」,「発行者 A31」,「発行所 株式会社山海堂」,「印刷・製本 美研プリンティング株式会社」などと記載されている。また,上記奥付と同頁の上部には,「プロフィール」という記載の後に,「監修 X」,「技術指導・DVD出演 A8」,「スチールモデル A2」との記載が,「取材協力」という記載の後に「A3」,「A4」

との記載が、制作スタッフ」という記載の後に「執筆・編集協力 A 1 5」, 「ブックデザイン A 3 2」, 「撮影 A 3 3, A 3 4」, 「ヘアメイク A 3 5」, 「スタイリスト A 3 6」, 「イラスト A 3 7」, 「DVDディレクター A 3 8」, 「DVDプロデューサー A 3 3」, 「撮影 (株) KVC」, 「選曲 A 3 9」, 「MA・DVDオーサリング クローススタジオ」, 「ナレーション A 4 0」などの記載がある

本件書籍2に「著(者)」又は「著作(者)」若しくは「編(者)」又は「編集(者)」の記載はない。

イ 証拠(甲2, 甲2の2)及び弁論の全趣旨によると, 本件書籍2も, DVD付きの書籍であり, 書籍には, 写真, イラスト, 文章等が, DVDには映像が掲載されていることが認められる。そして, 前記アのとおり, 本件書籍2には, 控訴人以外の多くの個人や団体の名が, さまざまな立場から本件書籍2の成立に関与したものとして記載されていること, 前記(1)イのとおり, 「監修」が「書籍の著述や編集を監督すること」を意味することからすると, 本件書籍2が編集著作物であるとしても, 前記アの記載から, その編集著作物の著作者が控訴人であると推定すること(著作権法14条)はできず, 著作者が控訴人であると認めることはできない。

また, その他に, 控訴人が, 本件書籍2につき, 素材の選択又は配列によって創作性を発揮したものと認めるに足りる主張・立証はない。

解 説

原審は、「著作物の公衆への提供若しくは提示に際して」(著作19条)の要件を満たさないとしてXの請求を棄却しましたが, 控訴審は, 本件書籍1及び2の原作品の奥付には, Xの氏名は「監修者X」と記載されているが, X以外の多くの個人及び団体名が記載されており, 全体の記載からXを著作者と推定できない(著作14条), その他Xを著作者と認める理由はないとして, Xの控訴を棄却しました。